広報まつだ

おしらせ号

平成２０年８月１日発行　編集／発行 企画財政課
〒258-8585　松田町松田惣領 2037 番地 TEL 83-1222
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ　http://town.matsuda.kanagawa.jp/

第３期生ウォーキングインストラクター（さきがけ隊）養成講座参加者募集

健康ウォーキングの基礎を、安全に、効果的に、楽しく行う方法を学びます。
健康ウォーキングさきがけ隊員になってみませんか。

日　程

	日　　時	内　　容
１回目	８月 29 日（金） 13：30～15：30	講義・実技 ウォーキングの基礎１ 効果とメカニズム
２回目	９月　５日（金） 13：30～15：30	講義・実技 ウォーキングの基礎２ コースを使って実技
３回目	９月 17 日（水） 13：30～15：30	講義・実技 ウォーキングの基礎３ 個人に適したフォーム
４回目	９月 26 日（金） 13：30～15：30	講義 インストラクターの役割

講　師　かながわ健康財団　運動指導士、管理栄養士
横浜地域人材開発協会　斉藤　文人氏
会　場　健康福祉センター　２階機能訓練室
締切り　８月 20 日(水)
定　員　15 名（定員になり次第締め切ります。）
参加費　無料
申込み･問合せ　健康づくり係　TEL 83-1225
健康福祉センター２階　TEL 84-1195
【町民健康課 TEL 83-1225】

障害者の歯科検診

内　　容　足柄歯科医師会の協力で、障害者の方を対象に歯科検診と相談を行います。

開催日時　９月４日(木)　９：30～11：30
場　　所　健康福祉センター　２階
対 象 者　身体障害者、知的障害者、精神障害者の方
申 込 み　８月 27 日(水)までに電話でお申込みください。
問 合 せ　健康づくり係
【町民健康課 TEL 83-1225】

お忘れなく納付をお願いします

町県民税	**２期**	９月１日(月)	税務課 TEL 83-1224
国民健康保険税	**４期**	９月１日(月)	町民健康課 TEL 83-1225
後期高齢者医療保険料	**２期**	９月１日(月)	町民健康課 TEL 83-1225
介護保険料	**２期**	９月１日(月)	福祉課 TEL 83-1226

※納付には、口座振替をご利用ください。

親子で楽しむおやつ作り

日　時　８月 21 日（木）10：00～12：00　※９：45～受付
場　所　健康福祉センター　２階機能訓練室
対象者　２～４歳児とその保護者の方
講　師　ヘルスメイトまつだ
費　用　材料費（親子で 100 円程度、当日集めます。）
持ち物　エプロン、三角巾
申込み・問合せ　８月 14 日（木）までに電話でお申込みください。

健康づくり係　TEL 83-1225
健康福祉センター　TEL 84-1195
【町民健康課 TEL 83-1225】

岩手・宮城内陸地震 義援金の受付期間延長について

町では、岩手・宮城内陸地震の被災者を支援するため、義援金の受付をしています。このたび、受付期間を延長しましたので引き続き皆様の温かいご協力をお願いします。
義援金は、日赤神奈川県支部を通じて現地の救援活動に使われます。
受付期間　８月 29 日(金)まで
義援金箱設置場所　役場（２階正面入口)、文化センター
寄出張所
問 合 せ　子育て支援係
【福祉課 TEL 83-1226】

広報づくり研修会（第２回）

ＰＴＡをはじめ、各団体で「広報づくり」をしている方、読まれる紙面づくりのコツを一緒に学びませんか。

日　時　８月 27 日（水）　9：30～11：30
場　所　町民文化センター　３階大会議室
内　容　読みやすい広報づくり
講　師　武　勝美氏（エコー教育広報相談室）
問合せ　生涯学習係
【教育課 TEL 83-7023】

ご存じですか　児童扶養手当制度

児童扶養手当制度は、父母の離婚・父の死亡などによって、父と生計を共にしていない母子家庭世帯で、18 歳未満（政令で定める程度の障害の状態にある方は 20 歳未満）の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。ただし、養育している方の所得制限があります。

手当額（児童１人のとき、月額）
全部支給…41,720 円
一部支給… 9,850 円～41,710 円（所得額により決定）
（児童２人のときは 5,000 円加算、３人目から１人増すごとに 3,000 円加算）
※なお、平成 20 年４月から一部制度が見直され、手当を受けてから５年以上経過した方は、その一部を支給停止する等とされています。

児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方（支給停止の方も含む）は、現況届の手続きが必要ですので、８月１日（金）～８月 29 日(金)までに、福祉課へお越しください。
問合せ　子育て支援係
【福祉課 TEL 83-1226】

ご存じですか　特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当制度は、政令で定める程度以上の知的障害または身体障害の状態にある 20 歳未満の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。ただし、養育している方の所得制限があります。

手当額（月額）
重度障害児…１人につき 50,750 円
中度障害児…１人につき 33,800 円
※障害の程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます。

特別児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方（支給停止の方も含む）は、所得状況届の手続きが必要ですので、８月 11 日(月)～９月 10 日(水)の間に、福祉課へお越しください。
問 合 せ　子育て支援係
【福祉課 TEL 83-1226】